

酒田市長 丸 山 至 様

酒田市監査委員 大 石 薫

酒田市監査委員 進 藤 晃

定期監査結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により次のとおり定期監査を執行したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により提出します。

なお、監査結果に基づき措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知くださるようお願いいたします。

記

1 監査対象課及び監査期間

監査対象課	調書作成期日	監査の期間	監査委員 聴取日
教育委員会 企画管理課	10月31日	11月12日～ 12月9日	12月6日
教育委員会 市立図書館	10月31日	11月12日～ 12月9日	12月7日
教育委員会 学校教育課	10月31日	11月12日～ 12月9日	12月7日
教育委員会 スポーツ振興課	10月31日	11月18日～ 12月9日	12月8日
教育委員会 社会教育文化課	10月31日	11月18日～ 12月9日	12月8日

2 監査の範囲

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

3 監査の方法

関係資料及び諸帳票のほか関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

4 監査の結果

監査の対象となった財務に関する事務の執行等については、特に文書により指摘すべき事項は社会教育文化課に対するもので、以下のとおりである。その他、文書によらない軽微な注意事項については、口頭で留意または改善を促した。

指摘事項

○契約の相手方の選定・決定方法、予定価格が適正でないもの

資料館展示用看板作成業務委託について、予定価格を超えた金額で契約を締結していたもの。

仕様書の認定伺の予定価格は 265,000円(税抜)となっているが、設定した予定価格を超えた 271,500円(税抜)で契約を締結していた。

入札(見積)事務及び落札者の決定に係る事務処理は適正に行うこと。

指摘事項

○負担金支出の目的が明確でなく、正当な債権者に支払われていないもの。

文化芸術推進協議会負担金 12,260,000円について、令和2年4月1日付で、「文化芸術推進協議会を実施するにあたり、必要経費として」負担金の請求が行われているが、差出人は「酒田市文化芸術推進プロジェクト会議 代表」からとなっており、決算等の書類を見ても「文化芸術推進プロジェクト会議」の決算が行われているだけで、文化芸術推進協議会の規約・総会・決算等の資料がない。

そのほか、コロナの影響で事業を取りやめたことにより年度途中で減額申請されているが、プロジェクト会議の当初予算時や決算見込み時に予定されていなかった企画や、ワイヤレスマイク等の消耗品の購入、宣伝印刷費の支出等が散見され、プロジェクト会議の当初予算を超えて支出されている額の総額は 3,400,000円を超えている。

これら当初予算を超える執行の決定について、変更となる経緯等を示す書面での記録がないため、プロジェクト会議の委員に諮られていないまま行われていると判断せざるを得ない。

また、プロジェクト会議の規約にも「文化芸術推進協議会」についての記載はなく、「文化芸術推進協議会」の組織が実在せず、存在しない団体に対し負担金を支出しているため、負担金の支出として不適切である。

酒田市文化芸術推進計画に定められた、本来あるべき「文化芸術推進プロジェクト会議」の在り方も含め、負担金支出の在り方を検討すること。

注意事項

○料金後納の手続が適正になされていないもの

市民会館使用料について、昨年度の定期監査の口頭注意を受けて、市民会館設置管理条例施行規則に使用料を後納できる場合の事由、及び手続に関する規定を追加(令和3年7月1日施行)し、使用料後納申請書を市長に提出して承認を受けることにより後納できる取扱としていたが、実際の手続においては、施行日である令和3年7月1日以後もこれまでと同様に後納申

請書の提出がないまま後納させていた。

今後は規則に則り適正に手続されたい。

注意事項

○旅費の支出が適切ではないもの

・令和2年度の以下の費用弁償の支給について、正当な理由もなく支払いを旅行日から2か月を超えて遅延しているため、今後は遅延することなく速やかに支給すること。

10款4項3目 山居倉庫文化財調査事業

用 務:山居倉庫の調査

旅行期間:令和2年6月30日～7月3日

支 給 日:令和2年11月5日(4か月と3日後)

債 権 者:3人(A 53, 010円、B 53, 010円、C 69, 860円)

・令和3年度の以下の費用弁償の支給について、正当な理由もなく支払いを旅行日から2か月を超えて遅延している。旅費の支払いの遅延については、令和2年度定期監査の口頭注意事項としているが、改善を行っていない。

10款4項2目 庄内文化賞・阿部次郎文化賞顕彰事業

用 務:庄内文化賞・阿部次郎文化賞候補者選考会

旅行日:令和3年8月3日

支給日:令和3年10月5日(2か月と3日後)

債権者:5人(計 4, 287円)